

石岡市納税通知書等送付用封筒広告取扱要領

令和6年12月23日

(趣旨)

第1条 この要領は、石岡市公共物等広告掲載取扱要綱（平成20年石岡市告示第370号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、石岡市納税通知書等送付用封筒広告掲載（以下「封筒広告」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の媒体)

第2条 広告を掲載する媒体は、次のとおりとする。

- (1) 「市民税・県民税・森林環境税納税通知書」送付用封筒
- (2) 「固定資産税・都市計画税納税通知書」送付用封筒
- (3) 「軽自動車税納税通知書」送付用封筒
- (4) 前3号に掲げる納税通知書の随時発送分

(広告の規格等)

第3条 前条に規定する封筒（以下「封筒」という。）に掲載する広告の規格及び条件は、次のとおりとする。ただし、市長は、状況に応じこれらを変更することができるものとする。

- (1) 広告を掲載する位置は、封筒の裏面の指定位置とする。
- (2) 広告枠の数は2枠とし、枠型は、縦6.0センチメートル、横10.3センチメートルとする。
- (3) 表示色は、封筒の印刷に使用する色（単色）とする。
- (4) 掲載枠数は1広告主につき、1枠とする。ただし、申込者の数が募集した枠数に満たない場合においては、希望する者に複数枠の利用を認めることができる。
- (5) 広告のデザイン作成等に要する費用は、広告主の負担とする。
- (6) 広告を掲載する封筒の作成枚数は、封筒への広告の掲載の募集要項により別に定めるものとする。

(使用期間)

第4条 広告を掲載した封筒の使用する期間は、対象となる市税等に係る納税通知書等を送付する毎年4月から3月までの期間とする。

2 送付する市税等に係る納税通知書等の数量が、当初予定された数量に達したときは、その数量を超えるものについては、当該封筒は使用しないものとする。

3 作成した広告掲載封筒がすべて使用されずに在庫が残った場合、広告掲載封筒を広告掲載期間終了後もしばらくの間、使用できるものとする。

(広告主の資格)

第5条 市税等を滞納している者又は事業者は、広告主となることができない。

(広告掲載の募集及び決定)

第6条 広告の募集は、石岡市公式ホームページで行うものとする。

2 市長は、広告主となり得る者、広告会社等に対し、広告掲載の案内をすることができる。

3 申込者は、納税通知書等送付用封筒広告掲載申込書（様式第1号）に必要な事項を記入し、広告の原稿（案）を添えて、提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申し込みがあったときは、広告の掲載の可否を決定し、納税通知書等送付用封筒広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

5 前項の規定による広告の掲載の可否の決定は、要綱に定めるもののほか、次に掲げる基準により行う。

(1) 原則として、申込額の高いものから順に第1順位者及び第2順位者を広告主とする。

(2) 前号の規定にかかわらず、第1順位者が2者となった場合は、その2者を広告主とする。

(3) 第1号の規定にかかわらず、第1順位者が3者以上となった場合は、その中からくじ引きにより決定した2者を広告主とする。

(4) 第1号の規定にかかわらず、第1順位者が1者、第2順位者が2者以上となった場合は、第2順位者の中からくじ引きにより決定した1者を広告主とする。

(5) 第1順位者は、2枠ある広告枠のうち、広告を掲載する1枠を選択できるものとする。

(6) 申込者の数が募集した枠数に満たない場合、希望する者に複数枠の利用を認める。

6 広告主は、承諾書（様式第3号）に必要な事項を記入し、速やかに、市長に提出しなければならない。

(著作権等)

第7条 広告の原稿にイラスト、写真又はロゴなどを使用する場合には、広告掲載の決定を受けた者が著作権や肖像権の確認を行うとともに、著作権料等が発生する場合は、その費用を負担しなければならない。

様式第 1 号（第 6 条関係）

納税通知書等送付用封筒広告掲載申込書

年 月 日

石岡市長 宛

申込者 所在（住所）
名称
代表者名
担当者名
電話番号
E-MAIL

石岡市納税通知書等送付用封筒広告取扱要領第 6 条第 3 項の規定に基づき、下記
のとおり申し込みます。

記

- 1 申込封筒種別 市民税・県民税・森林環境税，固定資産税・都市計画税，軽自動車税
- 2 申込者の業種
- 3 掲載申込額 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 4 広告内容 別添広告原稿のとおり
- 5 遵守事項

石岡市公共物等広告掲載取扱要綱

石岡市納税通知書等送付用封筒広告取扱要領

石岡市納税通知書等送付用封筒広告募集要項に定めるもの

様式第2号（第6条関係）

第 号

年 月 日

殿

石岡市長 谷島 洋司

納税通知書等送付用封筒広告掲載可否決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった石岡市納税通知書等送付用封筒の広告掲載について、
石岡市納税通知書等送付用封筒広告取扱要領第6条第4項の規定により、下記のとおり決定
しましたので通知します。

記

1 申込封筒種別 市民税・県民税・森林環境税，固定資産税・都市計画税，軽自動車税

2 決 定 区 分 ☐ 掲載する

☐ 掲載しない

（理由： ）

3 広告掲載料 円 （消費税及び地方消費税を含む。）

4 納 入 期 限 年 月 日まで

5 その他

様式第3号（第6条関係）

承 諾 書

年 月 日

石岡市長 宛

所在（住所）

名称

代表者名

納税通知書等送付用封筒への広告掲載決定に当たり、石岡市納税通知書等送付用封筒広告取扱要領第6条第6項の規定に基づき、下記の内容について承諾します。

記

- 1 契 約 件 名 石岡市納税通知書等送付用封筒への広告掲載
- 2 税 等 種 別 市民税・県民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税
- 3 広告掲載料 円（消費税及び地方消費税含む。）
- 4 広告掲載料納入期限 年 月 日
- 5 そ の 他 石岡市公共物等広告掲載取扱要綱、石岡市納税通知書等送付用封筒広告取扱要領、石岡市納税通知書等送付用封筒広告募集要項を了承のうえ、履行します。